

論文審査の結果の要旨

氏名：鈴木 雅 裕

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：『古事記』における神聖王権の表象に関する研究—中巻・景行記、倭建命を中心に—

審査委員：（主 査） 教授 久保木 秀 夫

（副 査） 教授 阿 部 好 臣

教授 梶 川 信 行

日本工業大学教授 工 藤 浩

『古事記』と言えば、やはり上巻の神話に注目が集まるが、本論文は研究の比較的手薄な中巻を対象としている点で、貴重な研究業績である。全体に、先行研究を尊重し、それらをきちんと検証して行こうとする姿勢で貫かれている。また、論証の過程は概ね、用例を一つ一つ検証しつつ結論を導こうとする形である。その点も着実で、穏当なものとして評価できる。特筆すべきは、通説に対して果敢に挑んで行こうとする姿勢である。本研究に収録された各論文はいずれも、そうした姿勢で貫かれている。

本研究の全体像を示すため、以下に目次を提示する。

序 章

第一章 景行記系譜の記載原理

第一節 景行記系譜の諸問題—倭建命の名称表記・訶具漏比売の世代をめぐって—

第二節 拡張する系譜—「孝霊記」若建吉備津日子から「景行記」倭建命へ—

第三節 神聖なる王権への助走—異世代婚による文脈の生成—

第二章 歴史叙述における神聖性

第一節 中巻における「神話的叙述」

第二節 倭建命による国内平定—天皇との断絶・神話への接続—

第三節 仮構される言語空間—『古事記』におけるコトムケ—

第四節 雄略記に見る神聖性の表象—「御舎」の原コンテクストを視座として—

終 章

付 論 教科書の中の倭建命—読み替えられる《悲劇の英雄》—

紙幅の関係で、収録されたすべての論文に言及することはできないが、以下、特筆される事柄について述べて行きたいと思う。

第一章に収録された三本の論文は、いずれも誤伝・誤謬・異様と見られて来た記述の意味を問うものである。第一節では、原伝承から『古事記』というテキストに定着した時の齟齬とも見られて来た問題について、系譜記事の用例を子細に検討することを通して、『古事記』における記載状況として問題がないばかりか、テキストの叙述と密接に関わり合うものととらえられる」としている。「安易に誤伝・矛盾と見做してきた把握自体が、見直されなければなるまい」と提起する。従来、等閑に付されて来た問題に新たな光を当てている点で、それは価値のある研究だと言える。

第三節は、景行天皇と訶具漏比売の異世代婚を問題とする。従来、あり得ない婚姻、矛盾と見做されて来たものだが、確かにそれは、血統の優位性を皇位継承の主たる資格として来たその枠組みから逸脱しているように見える。しかし、反乱を克服した応神天皇の即位は、強大な〈神意〉を背景として、血統を超越した先に実現されている。応神天皇は中巻の綴じ目に位置するが、それは、その御代が中巻の到達点だったことを意味すると見る。従来、矛盾ともみなされて来た異世代婚は、単なる誤伝ではなく、血統を超越した神聖なる王権を語るための助走として、テキストの歴史叙述に積極的に位置づけるべきものであると結論づける。

第二章の第二節では、景行記における具体的な歴史叙述を問題とする。倭建命の東西平定は、王権の秩序形成の一端として位置づけられるのが一般的だが、以降に国内の平定が語られないことからすれば、倭建命によって国土の平定が果たされたと見てよい。しかし、『日本書紀』とは異なり、景行天皇と倭建命の断絶を語る記述による限り、東西平定の位置づけを王権の秩序拡大とする把握には、曖昧な点が残されている。

鈴木氏は、東西平定の事績において重要な要素と認められる「伊勢神宮」「草那芸剣」及び中巻に見える「天下」の諸例に注目し、その用例と文脈を通じて、倭建命の事績は、天皇世界よりも神話世界との強固な繋がりが窺えるとする。したがって、天皇との断絶を語る文脈を重視するのではなく、断絶が語られる中で神話的なコンテキストが付随する様相に目を向ける必要があると説く。「倭建命によって果たされたのは、「天下」を天皇の領域として確立したということではなく、神話世界—天照大御神の神威を背景に、神意が遍く及ぶ世界としての葦原中国を確立するという、神話的な営為としてとらえられる」とする。つまり、「天下に天照大御神の神威を至らしめたことに倭建命の国内平定は位置づけられる」ということだとする新見を示している。

第三節では、コトムケを問題としている。コトムケは『古事記』上・中巻で局所的に表れ、かつ倭建命の平定にも用いられる言葉である。多くの先行研究があるが、語義解釈を含め、確定的な説があるとは言い難い。その一つの問題が、語を構成する「コト」の内実である。その意味するところについては、言霊信仰に基づき「言の靈威による調伏」と見るのが主流だったが、神野志隆光氏のコトムケ論によって、語義把握は再考を促された。そこで提示されたのが、「服属誓詞」といった捉え方である。一方、コトによって表されるのは、地上世界にコトの秩序をもたらすことだとする。コトムケられる側の世界観の問題として論じる説も出されているが、現在、有力と言えるのはこの二説であるということを確認する。

本節では語義解釈に関わって、挙げられる先行諸説を確かめた上で、コトの内実を考えようとしている。その際、テキスト内で局所的に表れることと併せて、対外平定の文脈で現れないことに注目する。コトムケは『万葉集』に一例、『常陸国風土記』では二例あるのみで、その他に確かな例を見ない。そこで、『古事記』における対外文脈に加え、『古事記』以外の用例を視野に入れつつ、コトの内実の把握を試みている。その結果、国内平定の指標が天神によりもたらされた秩序だったコトの世界を形作るものであり、コトムケは自国の言語世界を秩序だったものとする意で捉えるべきだと主張する。

ここでも、先行研究の論述を丁寧に解きほぐしつつ、一つ一つの用例を文脈に基づきつつ、きちんと押さえて行くことから結論を導いており、説得力がある。

第四節では、雄略記に見える天皇と若日下部王との婚姻を、下巻に向けて、王権の神聖性を語る表象を問題とする。そこでは志幾縣主家の咎が語られるが、具体的な内容としては、自身の家を「天皇の御舎」の如く建造したことであり、そのため処罰の対象とされたことである。咎の代償として献上された「白き犬」は、「つまどひの物」とされ、雄略と若日下部王との婚姻を仲立ちするものとなる。換言すれば、志幾縣主家は、王権に対する不義とされながら、天皇と皇后との婚姻を成り立たせる二重の意味を持つ空間として存在することになるとする。

そうした二重性に関わって、「御舎」と称されることが注目される。『古事記』以外に、『万葉集』、祝詞、『古語拾遺』などにいくつかの用例が見えるが、そこには神話文脈との密接な関わりが見出される。それは天神によってなされるものであり、大神を祭る場としてふさわしい造形であり、国家統治の拠点であり、神聖性を付与された空間である。また、「白き犬」の神聖性を保証する空間としての意味も持つとする。そうしたコンテキストが組み込まれることで、天皇の婚姻が成り立つということを論じ、従来の研究に新生面を拓いている。

こうした中、異彩を放っているのは「付論」である。高等学校「古典B」で教材化されている倭建命の伝承を多角的に検討した上で、「《英雄》倭建命は、王権に対置する人物ではなく、不条理な状況に晒されながらも命令に忠実に従い、果てには故郷を想いつつ死んでいくという点で悲劇的な人物」として位置づけられるとする。そして、「教材としての『古事記』を読むことは、必ずしも本来の『古事記』を読むことと一致するものではない」と結論づける。

本「付論」は、国語教育の面でも貴重な成果だと言えるが、本論文の中では、あたかも『古事記』上巻の「五穀の起原」のような位置づけだと言える。従来それは、挿入的なものと見られて来たが、天の石屋

の神話で、高天原を追放されたスサノヲが、出雲で八岐大蛇を退治する前に置かれている。オホゲツヒメを殺したことによって、その身体の各部位から蚕と五穀が出現したとする神話である。

鈴木氏は、卒業論文でこの部分を論じ、国文学科でもっとも優れた卒論に与えられる鈴木賞を受賞したが、挿入的と見る説の根拠を一つ一つ論駁し、そこには一貫したストーリーがあるという論を展開した。果敢な論であり、その姿勢が高く評価された。本研究の「付論」も、一見横道の問題に過ぎないように見えるが、実は、横道に入ることこそ、本研究の論述を確かな形で支えることが可能となる。「五穀の起原」の神話が『古事記』にとって重要であるように、この「付論」も本論文の論述の確かさを支える上で、効果的な論文だと評価できる。

全体に、研究者として自立して研究活動を行なうに、十分な力量があることが窺える。あえて瑕疵を挙げるとすれば、タイトルの「表象」ということが、今一つわかりにくかったという点である。一本一本の論文を読んでいる時には、言いたいことがよくわかり、妥当な結論と首肯することができるのだが、全体を振り返って見た時、「表象」は一つなのか複数なのか、その点がややわかりにくい。サブタイトルを見ても「神聖王権の表象」は「景行記」なのか「倭建命」なのかと、判断に迷うところがある。その二つは「別の問題」と述べているので、「景行記」と「倭建命」という二つの方向から光を当てるという意図だと理解できるが、そこから一つの「表象」が浮かび上がるということなのか。その点はこれからさらに研鑽を積み、より体系的な研究にして行くための課題ということになるろう。

鈴木氏は若い。研究者としては当然発展途上にあるが、本論文は研究者として大成する可能性があることを十分に予感させるものである。よって本論文は、博士（文学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

令和元年12月21日